科研費改革関連FAQ

<u>初回:</u>8月31日 HP 掲載

更新日(追加1):9月25日

【更新箇所】

平成 29 年 9 月 25 日

| 2. 若手研究関係| の Q12 及び Q13、並びに、| 2. 研究計画調書関係| の Q5、Q6 及び Q7を追加しました。

【主として「研究種目・枠組みの見直し」】

1. 挑戦的研究関係

- Q1. 「挑戦的研究」の採択率が低すぎるが、採択件数を増やすべきではないか。
- Q2.「挑戦的研究」が、「基盤研究(C)」や「若手研究(B)」との重複応募が認められていないのはなぜか。
- Q3. 新規採択課題の交付内定が6月30日に行われたが、交付内定日が遅すぎるのではないか。
- Q4.「挑戦的研究(開拓)」が補助金種目となったのはなぜか。

2. 若手研究関係

- Q1. 平成30年度公募から、「若手研究(A·B)」はどのように見直されるのか。
- Q2. 「若手研究(A)」の新規公募を停止するのはなぜか。
- Q3. 「若手研究」の対象をなぜ見直したのか。
- Q4. 「若手研究」の対象変更に伴い、研究者や研究機関の事務担当者が行わなければならない手続きはあるか。
- Q5. 平成30年度公募から「若手研究」の対象変更に当たり、注意する点はあるか。
- Q6. 平成30年度公募から、「若手研究(A)」の新規公募が停止されるが、若手研究者への支援が縮小されたのか。
- Q7. 「基盤研究(B)」における若手研究者を優先的に採択される仕組みとはどのようなものか。
- Q8. 平成30年度公募から研究種目が「若手研究」に変更された場合でも、受給回数制限は継続されるのか。
- Q9. 「若手研究(B)」の新規採択課題を対象としている「独立支援」について、支援対象者の要件として、「大学又は大学共同利用機関法人に所属し、准教授以上の職位に就いて2年以内の者」と限定されているのはなぜか。
- Q10. 「若手研究」の対象としての「博士の学位」について、諸外国における学位はどのように捉えればよいか。
- Q11. e-Rad に入力する「学位取得年月日(博士のみ)」について、取得した日付けが正確に分からない場合、どうすれば良いのか。
- Q12. 以前、日本学術振興会特別研究員(SPD・PD・RPD)として採用されていた際、出産・育児のために採用中断の期間を取得しているが、博士の学位を取得してからの期間を計算するに当たり、どのように考えればよいか。(追加1)
- Q13. 博士の学位を取得する前に出産し、博士の学位を取得後に専業主婦としての育児期間を経てその

後、研究機関に所属(就職)した。「若手研究」の応募要件である博士の学位取得後の年数から育児 期間を除外できるのか。(追加1)

3. 特別推進研究関係

Q1. 平成30年度公募から、「特別推進研究」の対象はどのように見直されるのか。

4. その他

- Q1.「新学術領域研究」の研究種目や枠組みは見直されるのか。
- Q2. 「基盤研究(S)」の研究種目や枠組みは見直されるのか。
- Q3. 平成30年度公募から「特設分野研究」について、「基盤研究(B·C)」の中での新規分野の設定を停止し、「挑戦的研究」の枠組みの下で、必要に応じて設定することとなっているが、どのような形で公募・審査を行うのか。
- Q4、「基盤研究(A·B) (海外学術調査)について、平成30年度公募は行われるのか。
- Q5. 「海外学術調査」の見直し後の重複制限についてはどうなるのか。

【主として「審査システムの見直し」】

1. 審査区分関係

- Q1. 平成30年度公募から「系・分野・分科・細目表」(分科細目表)はどのように見直されるのか。
- Q2.「特別推進研究」の審査区分は変更されるのか。

2. 研究計画調書関係

- Q1. 研究計画調書は見直されるのか?
- Q2. 新たな研究計画調書の「1. 研究目的、研究方法など」欄に記載されている、『研究課題の核心をなす 学術的「問い」』はどのような意味か。
- Q3. 従前の研究計画調書にあった「これまでに受けた研究費とその成果等」欄の内容について記述をすることはできるのか。
- Q4. 平成30年度公募において使用する研究計画調書の罫線や枠線は削除されるのか。
- Q5. 研究計画調書の記入に当たり、研究業績欄も含めて文字のポイントは11ポイント以上としなければならないのか。(追加1)
- Q6. 研究計画調書はカラーで作成してもよいか。(追加1)
- Q7. これまでの研究活動について、どの欄に記入すればよいか。(追加1)

3. 審査方式関係

- Q1.「特別推進研究」の審査はどのように変更されるのか。
- Q2. その他の研究種目の審査方式はどのように変更されるのか?
- Q3. 審査システム改革に伴い審査基準は見直されるのか。
- Q4. 審査委員のコメントのフィードバック(審査結果の開示)の内容は変更されるのか。

【A主として「研究種目・枠組みの見直し」】

1. 挑戦的研究関係

- Q1.「挑戦的研究」の採択率が低すぎるが、採択件数を増やすべきではないか。
- A1. 「挑戦的研究」においては、種目の趣旨を踏まえた真に挑戦的な研究課題を支援する観点から、 採択率の考え方等審査の進め方に関して、「基盤研究」種目群と明確に異なる取扱いを行っていま す。具体的には、「これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に 発展する潜在性を有する研究計画を支援する」という趣旨に沿った質の高い研究課題を選び抜くた め、科研費の全体目標である採択率30%の目標にとらわれず、採択件数を一定数に絞ることとし ています。一方で、挑戦的な研究計画の実行が担保されるよう、応募額を最大限尊重した配分を行 うこととしています。
- Q2.「挑戦的研究」が、「基盤研究(C)」や「若手研究(B)」との重複応募が認められていないのはなぜか。
- A2. 比較的少額の研究種目で<u>応募件数が多い「基盤研究(C)」や「若手研究(B)」との間で重複応募を認めた場合には、応募件数が大幅に増加する</u>ことが予想されます。そのため、<u>審査に携わる研究者の審査負担の増大等を勘案して、現在応募を制限しています</u>が、平成30年度の新審査システムへの移行後の、「挑戦的研究」への応募動向やプレスクリーニング等の審査負担軽減策の効果等を検証しつつ、重複制限の在り方について検討する予定です。
- Q3. 平成29年度の新規採択課題の交付内定が平成29年6月30日に行われたが、交付内定日が 遅すぎるのではないか。
- A3. 「挑戦的研究」では、審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の 審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う<u>「総合</u> <u>審査」により審査を実施</u>しています。

平成29年度助成に係る審査では、15,000 件以上の応募研究課題の中から、全審査委員で総合 審査を実施するのに適切な課題数に絞り込むため、総合審査に先立って「事前の選考」(プレスクリ ーニング)を実施しているため、交付内定時期がずれ込んでいますが、平成30年度の新審査シス テムへの移行後の「挑戦的研究」や他の研究種目への応募動向等も踏まえ、交付内定時期の早期 化に努めます。

なお、同じく「総合審査」を実施する「基盤研究(A)」では、事前の選考は行わず、書面審査及び 合議審査のみ実施するため、例年と同様4月1日に交付内定を行う予定です。

- Q4.「挑戦的研究(開拓)」が補助金種目となったのはなぜか。
- A4. 平成29年9月の公募時点では、「挑戦的研究(開拓)」についても、基金種目とする予定でしたが、予算編成における財政当局との折衝内容も踏まえ、補助金種目としたものです。

2. 若手研究関係

- Q1. 平成30年度公募から、「若手研究(A-B)」はどのように見直されるのか。
- A1. 平成30年度公募から主に以下のような変更点がありますので、御留意ください。
 - 〇「若手研究(A)」の新規公募を停止。
 - 〇「若手研究(B)」を「若手研究」に変更。
 - 〇<u>「若手研究」の対象について、「39歳以下の研究者」から「博士の学位取得後8年未満の研究</u> 者」に変更。
 - ○「若手研究」及び「若手研究(A・B)」の採択課題について、研究計画最終年度前年度応募の対象を拡大(※)。
- (※)これまで、研究計画最終年度前年度の応募が可能なケースは、「若手研究(A)」又は「若手研究(B)」の研究課題のうち、研究期間が4年以上の研究課題で新たに「基盤研究」に応募する場合に限定されていましたが、平成30年度公募以降は、「基盤研究」の金額規模の大きい研究種目(基盤研究(S)、基盤研究(A・B)(応募区分「一般」)へ新たな応募をする場合に限り、研究期間が3年以上の研究課題も可能となります。

【最終年度前年度応募の取扱い】

	研究計画最終年度前年度の応募が可能	左記の継続研究課題を基に新たに応募すること
	な継続研究課題	ができる研究種目
現行の取扱	若手研究(A・B)の研究課題のうち、研究	基盤研究(S·A·B·C)(応募区分「特設分野研
い	期間が4年の研究課題	究」を除く。)
追加措置	若手研究(A・B)の研究課題のうち、研究	基盤研究(S·A·B)(応募区分「特設分野研究」を
	期間が3年の研究課題	除く。)

(※)「若手研究」の枠組みの見直しの趣旨・基本的な考え方や関連施策等の詳細については、「科研費による 挑戦的研究に対する支援強化について」(平成28年12月20日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部 会)に掲載されています。

 $URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1284543.htm$

- Q2. 「若手研究(A)」の新規公募を停止するのはなぜか。
- A2. 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会における検討では、「多くの研究種目では「若手研究(A)」の対象となる39歳以下の研究者の採択率は全研究者に比して高く、特に「基盤研究(B・C)」においては「若手研究(A)」の採択率を上回る状況にあり、39歳以下の研究者であっても、「基盤研究(B)」等の審査において、シニアな研究者と十分に競い合うことができていることがデータで示されています。

また、経験の浅い若手研究者に独立して研究する機会を与え、研究者としての良いスタートを切れるようにするという「若手研究」の趣旨に鑑みれば、既にシニアな研究者と十分に競い合うことのできる研究者については、特別な制度である「若手研究(A)」によることなく、「基盤研究」種目群の充実により、そのキャリア形成に即した適切な支援が十分可能であるという判断に基づき、平成30年度科研費より「若手研究(A)」の新規公募を停止することとしています。

なお、こうした「基盤研究種目群」等への統合に伴い、「<u>基盤研究(B)」において、時限的に経過</u>措置として若手研究者を優先的に採択する仕組みを導入することとしています。

- Q3.「若手研究」の対象をなぜ見直したのか。
- A3. 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会における検討では、これまで科研費では「若手研究」の対象は「39歳以下」という一律の年齢による制限を行ってきましたが、年齢による一律の制限では、
 - 〇研究者としての実質的なキャリアの長短が必ずしも考慮されないこと。
 - ○海外のファンディング機関においては一律の年齢制限は見られず国際通用性に欠けること。
 - ○博士の学位は、自立し研究者のライセンスとしての役割・機能を有しており、博士の学位取得後の年数が、研究者のキャリアの長短を表すものとして合理性を持っていること。
 - ○国内の諸制度においても、博士の学位取得後の年数を尺度とするものが普及しつつあること (例:特別研究員事業等)。

などの理由から、平成30年度公募より、「若手研究」の対象について、「39歳以下の研究者」から「博士の学位取得後8年未満の研究者」に変更することとしています。

なお、平成30年度公募にける「若手研究」への応募の可否は以下の表とおりとなりますので、応募に当たっては御留意ください。

【平成30年度公募における「若手研究」応募の可否】

	39歳以下の研究者	40歳以上の研究者
博士の学位未取得者	〇 (3年程度の経過措置期間)	× (注1)
博士の学位取得後8年未満	0	0
博士の学位取得後8年以上	× (注2)	× (注2)

- (注1)応募時に博士の学位を取得しておらず、平成30年4月1日までに博士の学位を取得する見込の者は応募可能。
- (注2)博士の学位取得後に取得した育児休業等(産前・産後の休暇、育児休業)の期間を考慮すると、博士の学位取得後8年未満となる者は応募可能。
- Q4. 「若手研究」の対象変更に伴い、研究者や研究機関の事務担当者が行わなければならない手続きはあるか。
- A4. 文部科学省研究振興局学術研究助成課より、<u>本年7月、研究機関の事務担当者あてに府省共通研究開発システム(e-Rad)において博士の学位取得日を登録していただくよう下記の事務連絡を発出しておりますので、必要な手続きを行ってください。</u>

また、応募時には、科研費電子申請システムにおいて応募要件の確認を行いますので、必ず下記の事務連絡をご確認ください。

○平成29年7月6日付事務連絡 科学研究費助成事業(若手研究)の応募要件の変更に伴う府省共通研究

開発システム(e-Rad)への登録作業について

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1362786.htm

- Q5. 平成30年度公募から「若手研究」の対象変更に当たり、注意する点はあるか。
- A5. 「若手研究」の対象変更に当たり、以下の特例や経過措置がありますので、応募される際には 御留意ください。
 - ①博士の学位を取得見込の者も応募可能

応募時点で、平成30年4月1日までに博士の学位を取得する見込みがある場合には、「若手研究」に応募することが可能です。<u>ただし、学位を取得できなかった場合には、採択された場合で</u>あっても交付申請(受給)を行うことはできません。

なお、平成30年4月1日までに学位を取得できない場合であっても、「39歳以下の博士の学位 を取得していない者」に該当する場合には、後述の③に該当するため、交付申請を行うことがで きます。

②産前産後の休業及び育児休業の取得期間への配慮

博士の学位を取得後8年以上経過している場合であっても、学位を取得した後に産前産後休業や育児休業を取得している場合には、取得期間を除外して計算(※)することができます。

(※)取得期間の合計を年度単位に繰り上げて、博士取得後の年数から除く (例:6ヶ月の育児休業を3回取得している場合、2年度分(1年6ヶ月→2年度を除外))

なお、「若手研究」に応募を希望する研究者(以下、「応募希望者」という)が博士の学位の取得後、研究機関に所属していない時期に出産や育児等を行っていた場合には、研究機関の事務担当者に申し出があった場合には、一度の出産(※)につき、子の出生日から1年間、育児休業等を取得した期間として計上することができるものとします。

この対応は、応募希望者が育児等のために研究機関を退職せざるを得なかったケースや任期付で一定期間を置いて再度雇用されるケースなどに対応し、産前・産後休業や育児休業期間の計算が不可能な場合や過度に複雑化した場合に対応するものです。

(※) 多胎児の場合であっても、一度の出産につき1年間とします。

③39歳以下の博士の学位を取得していない者に対する経過措置

平成30年度公募から、「若手研究」の対象を変更するに当たり、新要件導入後3年程度の経過措置として、<u>博士の学位を取得していない研究者も応募・受給</u>を可能とします。なお、<u>39歳以下であっても、博士の学位を取得して平成30年4月1日現在で、8年以上経過している者は「若手研究」には応募できません。</u>

Q6. 平成30年度公募から、「若手研究(A)」の新規公募が停止されるが、若手研究者への支援が縮

小されたのか。

A6. 平成30年度公募から、「若手研究(A)」の新規公募は停止しますが、若手研究者支援の関連施策としては、「若手研究」や「基盤研究(B・C)」の採択率のさらなる向上や、「基盤研究(B)」において、若手研究者を優先的に採択する枠組みの導入など、「若手研究」だけではなく他の研究種目における取組も含めて「科研費若手支援プラン」を作成しており、この方針に沿って若手研究者を総合的に支援していく予定です。

【科研費若手支援プランの概要】

「若手研究」	基盤研究(B)	基盤研究(C)	「挑戦的研究」	
・採択率30%超を目指す	•採択率30%の達成	・採択率30%超を目指す	・研究実績よりもアイディア	
・充足率の向上	・若手研究者を優先的に採	・重点的な独立支援(独立	の斬新性を重視する審査	
・「基盤研究」への移行促	択する枠組みの導入	基盤形成支援)	基準	
進(3年の研究計画につい				
て最終年度前年度応募を				
可能とする)」				
・重点的な独立支援(独立				
基盤形成支援)				

- Q7. 「基盤研究(B)」における若手研究者を優先的に採択される仕組みとはどのようなものか。
- A7. 「基盤研究(B)」の審査において、経過措置として、<u>採否のボーダーライン付近となっている39歳以下の若手研究者の応募課題について、優先的に採択する仕組みを設ける</u>ことについて検討しています。
- Q8. 平成30年度公募から研究種目が「若手研究」に変更された場合でも、受給回数制限は継続されるのか。
- A8. 研究種目名の変更(「若手研究(B)」を「若手研究」に変更)や「若手研究」の対象が変更された場合であっても、それ以前の「若手研究(S·A·B)」の受給を通算して、2回までの受給回数制限が課されます。
- Q9. 「若手研究(B)」の新規採択課題を対象としている「独立支援」について、支援対象者の要件として、「大学又は大学共同利用機関法人に所属し、准教授以上の職位に就いて2年以内の者」と限定されているのはなぜか。
- A9. 平成29年度は、研究室を主宰して間もない、独立して研究活動を行おうとしている者(研究主宰者となる直前、直後の研究者)が多く応募していることが想定される「若手研究(B)」の新規採択課題に限定しています。 なお、平成29年度は、以下の考え方により、大学に所属する研究者を前提としています。

- ○学校教育法上、「学術の中心」としての位置づけがなされている一方で、特に若手研究者の独 立をめぐる課題が顕在化していること
- 〇大学は、法令上職位や役割(大学院生の教師指導)の定めがあり、「独立」の定義を明確化し た制度運用が可能であること
- ○予算上、支援対象件数に限りがあること
- Q10. 「若手研究」の対象としての「博士の学位」について、諸外国における学位はどのように捉えれ ばよいか。
- A10. 各国により、教育制度が異なるため、一概に判断することはできませんが、<u>国際連合教育科学</u> 文化機関(UNESCO)が作成している「国際標準教育分類」(ISCED2011版)のうち、「レベル8」 に位置づけられる学位については、日本における「博士の学位」と同等として取り扱ってください。

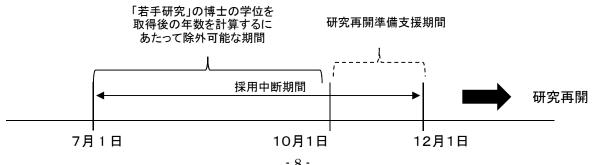
ISCED2011 URL: http://uis.unesco.org/en/isced-mappings

- Q11. e-Rad に入力する「学位取得年月日(博士のみ)」について、取得した日付けが正確に分からな い場合、どうすれば良いのか。
- A11. e-Rad システムの設計上、取得年月日を入力する必要がありますので、<u>学位を取得した日付け</u> が正確に分からない場合は、任意の日付を入力してください。
- Q12. 以前、日本学術振興会特別研究員(SPD・PD・RPD)として採用されていた際、出産・育児のた めに採用中断の期間を取得しているが、博士の学位を取得してからの期間を計算するに当たり、ど のように考えればよいか。(追加1)
- A12. 日本学術振興会特別研究員としての採用期間中に採用中断を受けている場合には、採用中断 の期間の和を年度単位に繰り上げて、博士取得後の年数から除外してください。

ただし、採用中断期間中に研究再開準備支援を受けている場合には、研究再開準備支援の期 間は除外できませんので、それ以外の採用中断期間を除外してください。

※下記の例の場合は、研究再開準備支援(7月1日~10月1日まで)の期間を博士の学位取得後の 年数から除外(取得期間を年度単位で繰り上げるため、1年度)してください。

【日本学術振興会特別研究員で、研究再開準備支援を受けた場合の例】



- Q13. 博士の学位を取得する前に出産し、博士の学位を取得後に専業主婦としての育児期間を経て その後、研究機関に所属(就職)した。「若手研究」の応募要件である博士の学位取得後の年数 から育児期間を除外できるのか。(追加1)
- A13. 博士の学位を取得した後で、研究機関に所属していない時期に<u>出産や育児等を行っていた場合には、研究機関の事務担当者に申し出があった場合には、一度の出産につき、博士の学位取得</u>日から1年間、育児休業等を取得した期間として計上することができるものとします。

3. 特別推進研究関係

- Q1. 平成30年度公募から、「特別推進研究」の対象はどのように見直されるのか。
- A1. 「特別推進研究」は、新規採択件数が年間15件程度と厳選されていますが、既存の研究の連続的な発展や単なる継続・発展を支援することは、研究者の応募意欲を減退させることに繋がりかねないという課題が存在していました。 そのため、

平成30年度公募から「特別推進研究」の対象について、「新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究を推進するために、研究費を重点的に交付することにより、各段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画」と変更することとします。

そのほか、以下の変更点についても御留意ください。

〇同一の研究者の受給回数を1回に制限します。

(多くの研究者に挑戦の機会を与えるために、平成30年度以降に「特別推進研究」に採択された研究代表者については、受給回数を1回に制限しますが、研究テーマが全く異なる場合に限っては例外的に受給を可とします。)

- ○<u>応募総額について、2億円以上5億円以下と</u>しますが、真に必要な場合にはそれを超える応募を 可能とします。
- 〇従来と同様研究期間は3~5年間としますが、真に必要な場合には最長7年までの研究期間で の応募も可能とする。

4. その他

- Q1.「新学術領域研究」の研究種目や枠組みは見直されるのか。
- A1. 「新学術領域研究」の見直しについては、<u>平成30年度公募・審査における新たな研究種目・枠組みの導入や審査システムの移行に伴う状況を勘案し、具体化を図っていく予定</u>です。

なお「国際活動支援班」については、<u>平成29年度から研究組織や制度の複雑化等を避けるた</u>め、総括班の活動として国際活動支援を実施可能とし、補助金を交付することとしています。

- Q2. 「基盤研究(S)」の研究種目や枠組みは見直されるのか。
- A2. 「特別推進研究」の応募総額が「2億円以上5億円以下」と見直されたことに伴い、「基盤研究

(S)」の応募総額はこれまでの「5,000万円以上2億円程度まで」から「5,000万円以上2億円以下」と変更する予定です。また、基盤研究(S・A・B・C)については、同様の評定要素により審査を実施することとしています。

- Q3. 平成30年度公募から「特設分野研究」について、「基盤研究(B·C)」の中での新規分野の設定を停止し、「挑戦的研究」の枠組みの下で、必要に応じて設定することとなっているが、どのような形で公募・審査を行うのか。
- A3. 既に設定している6分野については、平成30年度公募においても「基盤研究(B·C)」で公募を行 う予定です。新たな「特設分野」については、「挑戦的研究」の枠組みの下で必要に応じて設定する こととなっており、設定の必要性については関係の審議会において検討しています。
- Q4.「基盤研究(A·B)」(海外学術調査)について、平成30年度公募は行われるのか。
- A4. 「基盤研究(A·B)」(海外学術調査)は、研究対象の見直しや学術研究助成基金助成金による 助成を行うなどの改善を図ることを文部科学省の審議会において検討しています。そのため、平成 30年度概算要求事項としていますので、新規応募研究課題の公募は、平成29年9月時点では行 わず、平成30年度政府予算案決定後、改善を図った内容により、平成30年1月以降に公募する 予定です。

なお、研究対象については、国際共同研究を強化する観点から、研究対象を従来のフィールド調査等に限定せず、一般化を図る予定としています。

- Q5.「海外学術調査」の見直し後の重複制限についてはどうなるのか。
- A5. 見直し後においても、「海外学術調査」以外の研究種目との関係においては従前と同様とする方向で検討をする予定です。

【B 主として「審査システムの見直し」】

1. 審査区分関係

- Q1. 平成30年度公募から「系・分野・分科・細目表」(分科細目表)はどのように見直されるのか。
- A1. これまでの「系・分野・分科・細目表」(分科細目表)を廃止し、新たな「科研費審査区分表」に基づき審査を実施します。

「科研費審査区分表」では、研究種目に応じて異なる審査区分が設定され、「基盤研究(S)」は1 1の大区分、「基盤研究(A)」及び「挑戦的研究」は65の中区分、「基盤研究(B·C)」及び「若手研究」は306の小区分を設定し、公募・審査を実施します。

※新たな審査区分の詳細については、「科学研究費助成事業の審査システム改革について」(平成29年1月17日科学技術・学術審議会学術分科会)を参照してください。

- Q2.「特別推進研究」の審査区分は変更されるのか。
- Q2. 従来の審査区分を維持し、「人文社会系」、「理工系」、「生物系」の3つの審査区分から選択していただくこととしています。(「理工系」では、従前の"数物系科学""化学""工学"の選択の必要はありません。)

2. 研究計画調書関係

Q1. 研究計画調書は見直されるのか?

A1. 研究計画調書についても、応募者が行いたい研究の全体像を記述する欄(「研究目的、研究方法など」欄)、審査委員が研究計画についてより理解を深めるための欄(「着想に至った経緯など」欄)に整理をするなど見直しを行っています。現在公募中の研究計画調書については、下記 URL から御確認ください。

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/02_koubo/index.html

- Q2. 新たな研究計画調書の「1. 研究目的、研究方法など」欄に記載されている、『研究課題の核心をなす学術的「問い」』はどのような意味か。
- A2. <u>当該研究課題を遂行することによって、学術的に解明したい謎(知りたいこと)や、学術的に解決</u> <u>したい課題</u>を指します。この箇所は、応募者がそれらを審査員に明確に示してもらいたいという意図 から設定しています。

なお、<u>その記述は、研究分野、研究態様、研究段階等により多様だと考えられますので、応募者の判断・</u>裁量で記入してください。

- Q3. 従前の研究計画調書にあった「これまでに受けた研究費とその成果等」欄の内容について記述をすることはできるのか。
- A3. <u>記述することは妨げません。記述をする箇所についても、応募者の判断で記述することが可能です。</u>なお、「2. 着想に至った経緯など」欄の「(3)これまでの研究活動」を記述する場合には、<u>自らの重要な研究活動について、成果に繋がった例の他、成果に繋がらなかったものの新しい問題を発</u>掘できた場合など、研究遂行能力を示す活動を含めて記述することも可能です。
- Q4. 平成30年度公募において使用する研究計画調書の罫線や枠線は削除されるのか。
- A4. 日本学術振興会に開設した「科研費に関するご意見・ご要望受付窓口」に寄せられた意見・要望等を踏まえ、必要ない罫線や枠線はできるだけ削除する予定です。

また、「研究経費とその必要性」欄(設備備品費の明細、消耗品費の明細、旅費等の明細)や「研

究費の応募・受入等の状況」欄は word 様式への入力ではなく、電子申請システム上での入力となりますので、御留意ください。

- Q5. 研究計画調書の記入に当たり、研究業績欄も含めて文字のポイントは11ポイント以上としなければならないのか。(追加1)
- A5. 多くの研究計画調書の審査を行う審査委員の読みやすさに配慮し、文字のポイントは11ポイント以上としておりますが、11ポイント以上でなければ応募を受け付けないものではありません。研究計画調書の作成に当たっては、目安として捉えていただき、応募者がご判断ください。
- Q6. 研究計画調書はカラーで作成してもよいか。(追加1)
- A6. カラーで作成していただいても構いませんが、審査においては、提出された研究計画調書はモノクロ(グレースケール)印刷を行い、審査委員に送付されますので、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては注意してください。
- Q7. これまでの研究活動について、研究計画調書のどの欄に記入すればよいか。(追加1)
- A7. 「若手研究」の研究計画調書においては、「3 これまでの研究活動」欄がありますので、当該欄に記入することができます。また、「基盤研究(S・A・B・C)」においては、「2. 本研究の着想に至った経緯など」欄において、「(3)これまでの研究活動」として記入することができます。

なお、「これまでの研究活動」を記述する場合には、自らの重要な研究活動について、成果に繋がった例の他、成果に繋がらなかったものの新しい問題を発掘できた場合など、研究遂行能力を示す活動を含めて記述することも可能です。

また、産前産後の休暇及び育児休業の取得や、介護休業の取得による中断など、研究を中断していた期間についても記述して構いません。

3. 審査方式関係

- Q1. 「特別推進研究」の審査はどのように変更されるのか。
- A1. これまでの「国際的に高い評価を得ているか」という実績重視の審査から、学術の現状や動向を 踏まえた応募研究課題の独創性を重視した審査を行うこととします。

また、現行どおり同一の審査委員による書面審査、合議審査及びヒアリング審査を実施しますが、合議審査をより活発化するためにそれぞれの審査会を8~14名程度の少人数による構成とする予定です。なお、審査の専門性を担保するために審査意見書の充実を図ることとしています。

具体的には、平成30年度助成に係る審査からは、海外研究機関に所属する研究者による審査 意見書の作成について、原則として応募課題全件について実施するとともに、より詳細な研究内容 を送付することで、審査意見書の充実を図る予定です。

- Q2. その他の研究種目の審査方式はどのように変更されるのか。
- A2. 研究種目により、審査方式は以下のとおりとなります。

【研究種目ごとの新たな審査区分と審査方式】

応募区分	審査区分	審査方式
	大区分	総合審査
		(書面審査及び合議審査)
		※審査意見書(国内研究機関の研究
		者)の活用、ヒアリング審査の実施
一般	中区分	総合審査
		(書面審査及び合議審査)
一般	小区分	2 段階書面審査
特設分野研究		総合審査
		(書面審査及び合議審査)
一般	小区分	2 段階書面審査
特設分野研究		総合審査
		(書面審査及び合議審査)
	中区分及び特設	総合審査
	審査領域	(書面審査及び合議審査)
	小区分	2 段階書面審査
	応募区分一般特設分野研究一般	応募区分 審査区分 大区分 一般 中区分 一般 小区分 特設分野研究 小区分 特設分野研究 中区分及び特設審査領域

〇「総合審査」

- ・審査委員は6名~8名を配置。
- ・審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が、合議審査 の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う審査方式。

〇「2段階書面審査」

- ・「基盤研究(B)」(応募区分「一般」)の審査委員は6名、「基盤研究(C)」(応募区分「一般」)、「若手研究」の審査委員は4名を配置。
- ・審査委員が各研究課題について、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面審査を行う審査方式。

(参考)

新たな審査区分及び審査方式の詳細については、以下の報告書及び、本年6月に開催をした科研費改革説明会の資料等を参照してください。

- ・「科学研究費助成事業の審査システム改革について」(平成29年1月17日科学技術・学術審議会学術分科会)
- URL:http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/01/ 19/1367698_01.pdf
- ・科研費改革説明会(平成 29 年 6 月 8 日 東京大学、6 月 15 日 関西学院大学において開催)当日資料及 び動画
- URL: http://www.mext.go.jp/a menu/shinkou/hojyo/1387297.htm

- Q3. 審査システム改革に伴い審査基準は見直されるのか。
- A3. 見直す予定です。日本学術振興会が審査を実施する種目の<u>審査基準等は、(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」(独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定))は、9月上旬に日本学術振興会の科研費ホームページで公表される予定ですのでご確認ください。また、「新学術領域研究」の審査基準については、文部科学省の科研費ホームページで公表していますので、ご確認ください。</u>
 - 〇日本学術振興会科研費ホームページ

 $URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html \\$

○文部科学省科研費ホームページ

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1284403.htm

- Q4. 審査委員のコメントのフィードバック(審査結果の開示)の内容は変更されるのか。
- A4. 総合審査を行う「特別推進研究」や「基盤研究(S)」、「新学術研究領域(研究領域提案型)」(新規領域)、「基盤研究(A)」「挑戦的研究(開拓・萌芽)」「基盤研究(B・C)(特設分野研究)」」の合議 審査対象課題では、応募課題又は応募領域ごとに各審査区分における、おおよその順位、審査結果の所見を開示する予定です。

また、2段階書面審査を行う「基盤研究(B·C)(一般)」「若手研究」では、1段階目の審査の結果について、不採択となった課題の中でのおおよその順位、評定要素に係る審査委員の素点(平均点)及び「定型所見」を開示する予定です。